

みなさん  
質問です!!

## 質問①

- ①看護師の医療提供に医師の指示は不要
- ②介護を行うのに技術や知識は要らない

# 答え

- ①看護師の医療提供に医師の指示は不要→×
- ②介護を行うのに技術や知識は要らない→×

簡単でしたね(^^)/



## ①医療提供

保助看法第37条に基づき「医師の指示」を受けて医療行為や看護管理を行っています。医療の提供を行うにあたり、医師法や薬事法などへの知識を持って技術の提供が行われています。



## ②介護提供

麻痺の有無や疾患の特徴理解、体位変換の目的理解、皮膚の観察、移動補助具の使用方法など沢山の知識と技術を持ち完全オーダーメイドな介護技術で提供されています。

次の質問です

**民間救急や福祉タクシー  
介護タクシーを使用する時**

**医療提供について、  
どのように伝えていますか？**

看護師



メイン点滴〇速、モニター管理してます  
酸素〇レカヌラ 酸素指示〇〇です  
SATO%キープでお願いします  
2時間ごとに吸引してます  
急変時は救急車を手配してください

わかりました。  
安全に搬送させていただきます。



民間救急

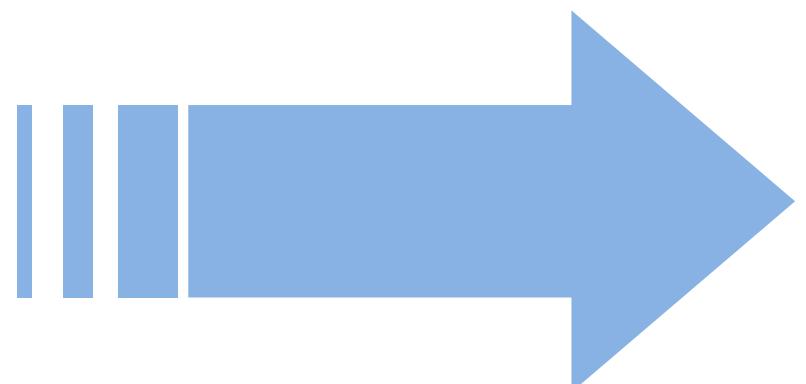
あれ？と思われた方  
ドキッとした方

どんな事に気づきましたか…？

## 《解説》

**看護師から民間救急事業者へ  
口頭で指示伝達されていました。**

看護師

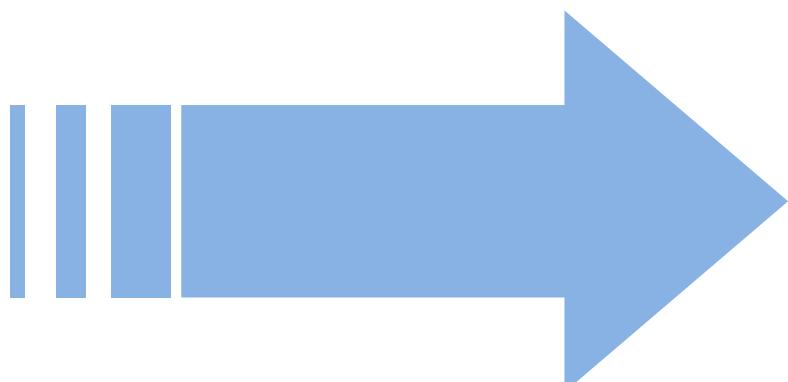


民間救急

## 《質問》

先ほど医療情報を伝えた  
民間救急事業者の職種は何でしょう。

看護師



民間救急

看護師



## 《質問》

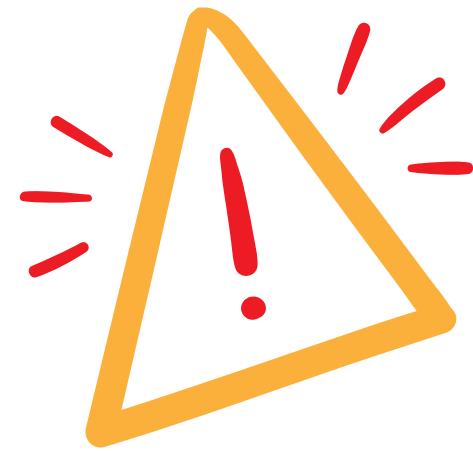
え！ 医療従事者じゃないんですか！？  
※医療従事者（看護師・救急救命士）

僕たち(私たち)は消防庁の  
患者等搬送乗務員講習を受けた  
乗務員です！



民間救急

## 《回答》



民間救急車両に乗っている  
すべての人が医療従事者だとは限りません

服装や名称で判断して  
無資格者に指示を出していませんか...？

看護師



## 《解説》

看護師や救急救命士は  
**「医師の指示のもとに」**  
医療提供を行えます。

医療情報を伝えた相手は  
**看護師や救急救命士ですか？**  
たった1秒で自分の身を守れます！



民間救急

## 《解説2》

**民間救急の看護師や救急救命士に  
口頭で指示を伝達することは可能**

**ですが...**



**看護師**

**医師から直接指示を受けた看護師  
が、指示の内容を正確に理解し  
誤解なく伝える責任（医師の代理）  
が発生します。**

## 《対策》

患者様・担当医師や看護師さん安全のため

民間救急利用時の

医師指示書発行に

ご協力ください！





病院や施設の皆様と  
搬送事業者は1つのチームですが  
別の組織である事を理解し  
より安全な指示出しをお願いします

**最後までお読み頂き  
ありがとうございました！**